ト　当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。チからヲまでにおいて同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

［チ～ワ　略］

二　児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　手当改定児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）

［ハ～ホ　略］

ヘ　当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。トからルまでにおいて同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

［ト～ヲ　略］

三　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の二第一項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る道府県民税に関する情報

三の二　児童扶養手当法施行規則第三条の二第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

三の三　児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る児童（以下この号において「所得状況届出児童」という。）又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ロ　所得状況届出児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）

ハ　所得状況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

［三の三・四　略］

五　児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る児童（以下この号において「所得状況届出児童」という。）又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ロ　所得状況届出児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）

ハ　所得状況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

［三の三・四　同上］

［号を加える。］